

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月28日

大分県知事

佐藤 樹一郎 殿



提出者

住所 大分県宇佐市安心院町下毛1890-1

氏名 下村建設株式会社 代表取締役 下村 潔

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0978-44-0247

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	下村建設株式会社
事業場の所在地	大分県宇佐市安心院町下毛1890-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 384,784千円
③従業員数	22名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・道路建設工事（舗装工事） がれき類（アスファルト塊・コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化。・解体工事 がれき類（アスファルト塊・コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
排 出 量	1607.87 t	7.62 t

① 現状

(これまでに実施した取組)

- ・実寸発注の実施（木くず）
- ・余剰材の引き取り（木くず）

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
排 出 量	950 t	10 t

② 計画

(今後実施する予定の取組)

上記に加え、下記の取組を実施予定。

- ・梱包材の簡素化（木くず）
- ・がれき類の分別の徹底（アスファルト等の剥ぎ取りの際に碎石等が混入しないように。）

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・がれき類（アスファルト塊、コンクリート塊）、木くずは分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・上記に加え、石膏ボード、金属くず、紙くずについても分別を実施。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】					
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず				
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t				
		(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。					
② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず				
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t				
		(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】					
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず				
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t				
		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量					
② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず				
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t				
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t				
		(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類 木くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t 0 t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		

【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類 木くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t 0 t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】														
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類 木くず												
	全処理委託量	1607.87 t 7.62 t												
<table border="1"> <tr> <td>優良認定処理業者への 処理委託量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>再生利用業者への 処理委託量</td> <td>1607.87 t</td> <td>7.62 t</td> </tr> <tr> <td>認定熱回収業者への 処理委託量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </table> <p>(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。</p>			優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	再生利用業者への 処理委託量	1607.87 t	7.62 t	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t												
再生利用業者への 処理委託量	1607.87 t	7.62 t												
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t												
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t												

【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	950 t	10 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	50 t	5 t
	再生利用業者への 処理委託量	900 t	5 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・委託先処理業者には、定期的に現地確認をする。 			
※事務処理欄			

産業廃棄物管理組織図

